

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は、戦後20年あまり横ばいで推移してきたが、1965年（昭和40年）以降、日の里団地、自由ヶ丘団地といった大規模団地をはじめとする団地の開発等により、1980年（昭和55年）まで急速に増加してきた。

近年は、大型の区画整理事業等の開発行為は行われておらず、現在まで人口はほぼ横ばいで推移しているが、今後、人口は減少に転じていくことが見込まれている。

本市の産業構造をみると、企業数、従業員数、売上高の各指標において、第三次産業の割合が最も高く、主要な産業となっている。

2016年（平成28年）と2021年（令和3年）を比較すると、企業数は1,855社から1,766社へと約4.8%の減少、また、従業員数は、17,980人から15,075人と約16.2%減少している。

今後、人口は減少に転じることが見込まれており、各企業における従業員の確保は将来的に困難になることが予想され、労働生産性の向上が課題となっている。

本市内企業の大多数を占める中小企業・小規模企業は、地域の経済を支え、雇用や賑わいを創出し、地域社会にとって重要な存在であるが、少子高齢化や人口の減少、長引く景気の低迷により、その経営環境は厳しさを増している。

このような厳しい事業環境の中でも、労働生産性向上のために前向きに設備投資を行う市内事業者に対し、固定資産税の特例措置を講じて、国と一体となった地域中小企業の生産性向上の促進を通じて、地域産業の振興及び競争力強化を図る。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項に基づき、本導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、中小企業による設備投資が活発な都市として更に経済発展していくことを目指す。これを実現するための目標として、計画期間中に30件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画において対象とする業種及び事業は、中小企業等による幅広い取り組みを促すため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定めるすべての先端設備等を対象とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、市内の全ての区域に立地しており、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本計画において対象とする業種及び事業は、中小企業等による幅広い取り組みを促すためすべての業種及び事業（一部、下記に示すものを除く）を対象とする。

ただし、本計画は地域雇用の創出や地域経済の発展を図る目的であることから、太陽光発電設備等に関しては、市内に労働者が常駐する事業所又は工場を有し、自らが電力を消費する目的に設置するもののみを対象とし、売電を目的とした事業は対象としない。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は2年間（令和5年7月23日から令和7年7月22日まで）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 健全な地域経済の発展への配慮

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(3) その他

市長が認めない事業（例：都市計画から著しく逸脱している事等）は対象外とする。